

4. トラブルとその対応事例

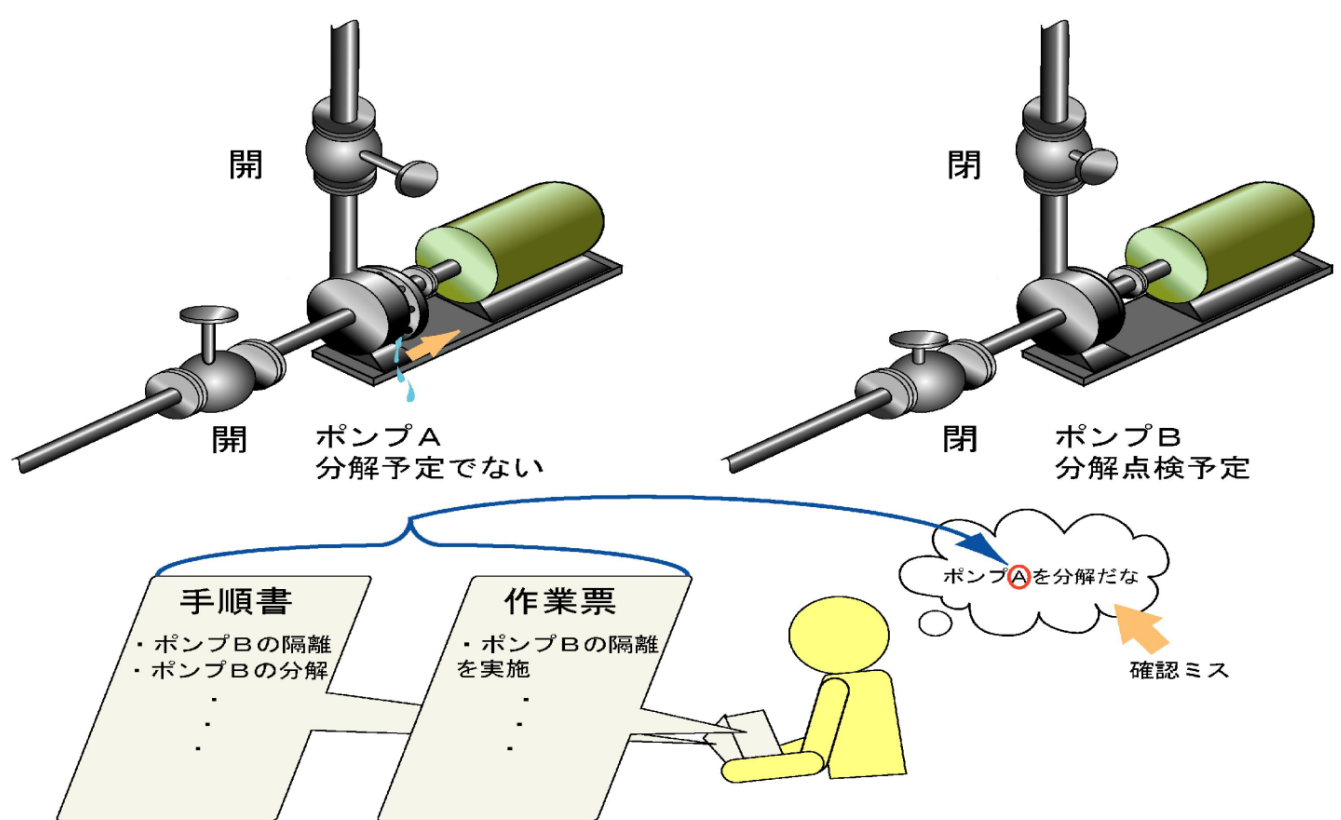
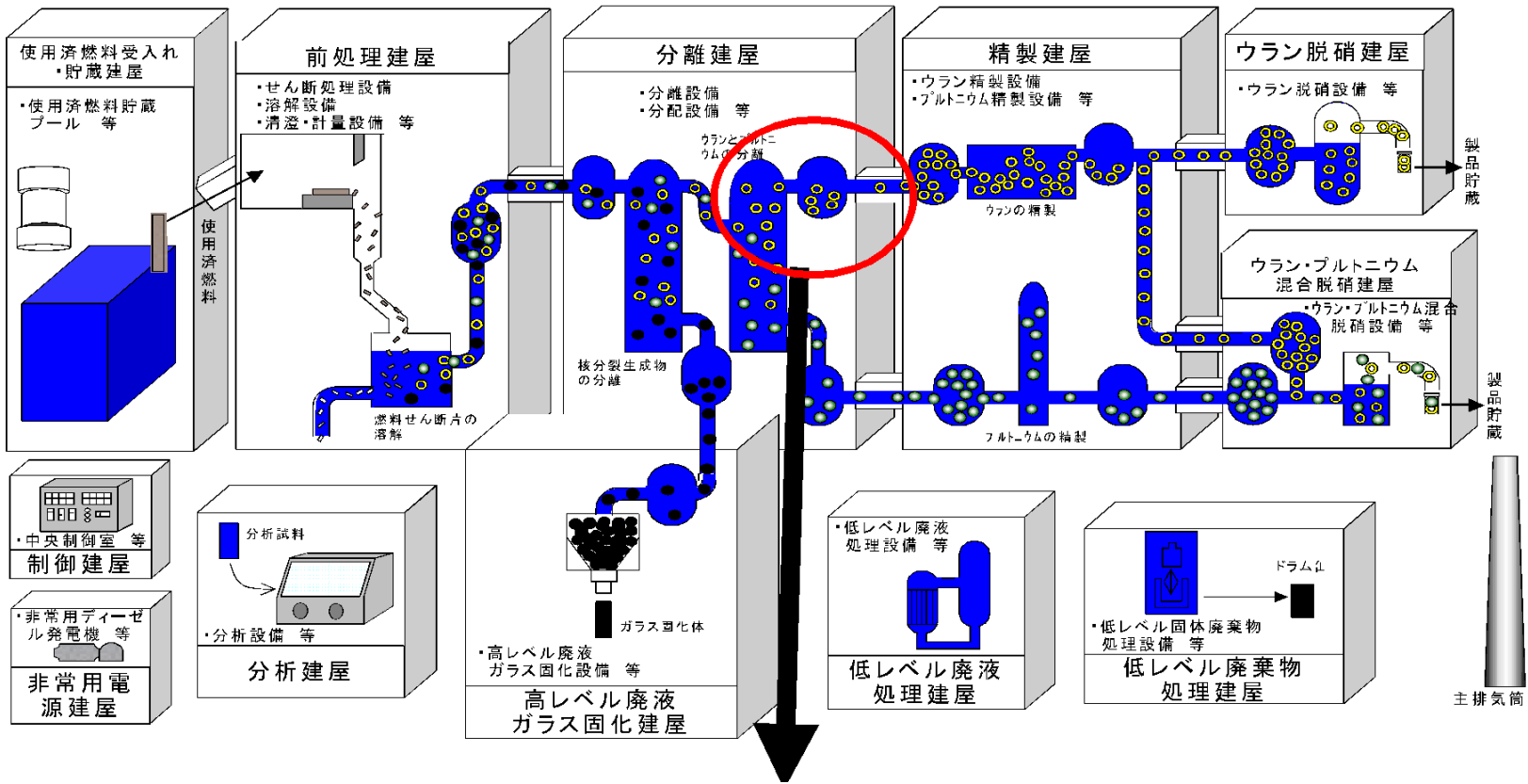
4 – 1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別（b. 漏えい）

2-13. 機器分解点検での対象機器間違いによる内包液等の漏えい																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		分離建屋：第 1 酸回収設備の回収水受槽ポンプ															
(2)設備の概要		酸回収設備で発生した回収水を低レベル廃液処理建屋へ移送するポンプ。															
(3)発生の状況		設備点検時															
(4)概要		ポンプ等の分解点検を行う際、分解対象機器を間違い（確認ミス）、隔離しないまま、分解をしたところ、内包している放射性の液体数リットルが拡大防止用の堰内で漏えい。 *他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。															
(5)原因		分解対象機器を間違え、隔離していない機器を分解した。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋の換気設備が稼働している室内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 漏えい拡大防止のためにあらかじめ設けている堰内の漏えいであり、漏えい確認後、直ちに弁を閉める（隔離する）ことにより、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 漏えい箇所の復旧作業は、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 設備点検時に発生した事象であるため、他工程への影響は生じない。															
対応の概要		1.漏えい液の発生箇所および漏えいの状況を確認する。 2.漏えいが生じている機器や弁を閉止（隔離）したうえで、定められた作業計画（安全管理・放射線管理を考慮した保修手順書や適切な防護装備の着用）に従い、漏えい箇所の復旧を実施する。 3.漏えい箇所の復旧後、ポンプの確認運転を行い、異常がないことを確認する。															
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><td colspan="3">トラブル情報</td><td colspan="3">運転情報</td></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

定められた操作手順に従い復旧操作をして復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転設備に影響なし

設備

機器 タンク

運転継続